

下 総 第 1 8 0 6 号  
令和2年(2020年)11月13日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成31年4月23日付け監査報告第8号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 環境部廃棄物対策課 〕

### [指摘事項]

- (1) 下関市手数料条例や下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定された廃棄物対策課が所管する手数料は、条例の規定により申請の際に徴収しなくてはならないが、廃棄物対策課は、納付書を使用して納付させる方法によって、全ての申請でこれらの手数料を後日に徴収していた。条例の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

#### (改善措置状況)

下関市手数料条例や下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定された廃棄物対策課が所管する手数料は、下関市手数料条例や下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定のとおり、令和2年10月1日から廃棄物対策課にて申請を受け付けた際に、窓口にて現金徴収するよう改善した。

以上